

令和 8 年度第 1 回海老名市文化財保護審議会 議事録

開催日時等	令和8年7月14日(火) 14:45～16:30	於：えびなこどもセンター	1階健診室
議 題	(1) 文化財保護審議会会長及び副会長の選出について (2) 相模国分寺跡保存活用部会の委員選出について (3) 海老名市デジタルアーカイブ搭載目録の方向性について (4) 海老名の囃子調査報告書の作成について (5) 旧今福家住宅表門、塀及び文庫蔵保存修理計画について (6) 近世・近代以降に属する埋蔵文化財について		
出席委員	浜田弘明、片山兵衛、山本勉、青木敬、高久舞 委員5名出席(2名欠席)		
事務局	教育長 伊藤文康 教育部部長 江下裕隆 教育部次長 一杉幹也 教育部参事兼教育総務課長 田中歩 教育部参事兼文化財担当課長 押方みはる 教育総務課主事 加納里紗 教育総務課主事補 半澤妙子 教育総務課主事補 金子茄伊		

【議事概要】

- (1) 文化財保護審議会会長及び副会長の選出について
会長：浜田弘明委員 副会長：青木敬委員
- (2) 相模国分寺跡保存活用部会の委員選出について
青木敬委員、海老澤模奈人委員を選出
- (3) 海老名市デジタルアーカイブ搭載目録の方向性について

主な意見

- ・非常に良い試み
- ・方針にて搭載資料を増やしてほしい。
- ・温故館で行った企画展等をベースとしたテーマ性を組むというアプローチの仕方は面白く
今後も増やしていくと閲覧回数も増えるのでは

- (4) 海老名の祭囃子調査報告書の作成について

主な意見

- ・各団体所有の唱歌の掲載については、各団体に確認が必要である。

- (5) 旧今福家住宅表門、塀及び文庫蔵保存修理計画について

主な意見

- ・表門・塀の耐震性も注意が必要では
- ・文庫蔵のシロアリ対策においては、継続的な対策が必要なため注意してほしい。

- (6) 近世・近代以降に属する埋蔵文化財について

主な意見

- ・埋蔵文化財包蔵地を認定する場合、審議会での協議が必要となる。
- ・海老名市でも今後近現代の文化財を指定・登録に検討する必要がある出てくる。
- ・適宜情報提供をしていく。

【報告事項】

(1) 令和7年度文化財保護事業実施状況

(2) 令和8年度文化財保護事業計画

(3) その他

- ・民具の収蔵が各地で、問題となっている。検討が必要ではないか。
- ・横浜市歴史博物館の企画展について、川崎市の協力により、南武蔵という概念で非常に面白い展開となっている。参考にしてほしい。

進行	(１) 文化財保護審議会会長及び副会長の選出について 海老名市文化財保護条例第 29 条に基づき、互選で会長、副会長を選出していただくこととなります。どなたかお引き受けいただきたいと思いますがいかがでしょうか。
片山委員	大変恐縮ですが引き続き浜田委員、青木委員にお願いできればと思います。
進行	ありがとうございます。それでは昨年度同様に会長を浜田委員に、副会長を青木委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同	異議なし。
進行	それでは、会長に浜田委員、副会長に青木委員、よろしく願いいたします。
会長	(２) 相模国分寺跡保存活用部会の委員選出について 議題（２）の「相模国分寺跡保存活用部会の委員選出について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	相模国分寺跡保存活用部会につきましては、これまで国分寺跡の保存活用について計画を作るということで、専門委員の方を 3 名委嘱させていただいております。 また、審議会の方からも委員さんを、専門部会の方に出ていただくことということで、選出をお願いしたいと思います。 今年度も国分寺跡については、活用を進めて参りたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。
会長	相模国分寺跡保存活用部会の委員につきまして、委員の皆さんから何か選出についてご意見はございますか。
片山委員	では、たびたび申し上げます。やはり専門性の先生がよろしいと思いますので、昨年度まで経験された委員でお願いできればと思います。
事務局	青木委員と海老澤委員にお願いをしております。
会長	今日は海老澤委員ご欠席ですが、青木委員よろしいでしょうか。
青木委員	はい。
会長	引き続きよろしく願いいたします。海老澤委員は本日欠席ですが、大丈夫でしょうか。

事務局	お話をさせていただき、ご了解をいただきたいと思います。
会長	では部会の委員につきましては、前期と同様に青木委員と海老澤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	よろしく願いいたします。
会長	（３）海老名市デジタルアーカイブ搭載目録の方向性について 次に議題（３）、この春公開された、海老名市デジタルアーカイブ搭載目録の方向性について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	令和８年３月１日に、海老名市デジタルアーカイブ「えびなの歴史」を公開いたしました。構築にあたっては、公益財団法人図書館振興財団に応募し、助成金をいただき、プロポーザル方式により、TRC-ADEAC 株式会社に構築を委託し、構築、公開をいたしました。本来、目録等搭載の方針を明文化しておくべきであったかもしれませんが、デジタルアーカイブを構築する上での条件や課題等もふまえ、このたび海老名市デジタルアーカイブ「えびなの歴史」に搭載する目録等の方針について策定したいと思いますので、ご意見をいただきたくお願い申し上げます。 まず、公開いたしました海老名市デジタルアーカイブについて、簡単にご説明いたします。 ーモニターにて海老名市デジタルアーカイブ「えびなの歴史」を映し説明ー こちらがトップ画面になっております。海老名市のデジタルアーカイブの特徴としてはまず一つとして、スペシャルコンテンツを設けました。今まで温故館の企画展等で展示をしたものについて、パンフレットを中心に構成しております。例えば江戸時代の旅の方ですと、『伊勢参宮日記』という日記帳をもとに展示をいたしましたので、この内容について、パンフレットに書いてあるものが、文字化されております。参宮日記の画像を押しますと、このように目録が出て参りまして、ビューアーを開きますと画像が展開します。途中のページについては、その場所をクリックすると読める形になっています。こちらは、それぞれ自由にダウンロードをすることができます。左下のダウンロードボタンを押すと、サイズを選んでダウンロードすることができます。 また少し読みにくいものについては、翻刻を PDF でつけております。 スペシャルコンテンツはこのような形で、「えびな近代鉄道物語」と「江戸時代の旅」と「相模国分寺跡・相模国分尼寺跡」「秋葉山古墳群」を搭載しております。

次に、資料を楽しむというページでは、白黒写真をAIでカラー化したものを、20点ほど搭載しております。このように、クリックすると、白黒の写真をカラーで見られる形になっております。白黒だと少しわかりにくかった写真、例えばこちらは徴兵検査の際の記念写真と思われますが、たばこを手に持っており、ちょっと粋がっているような様子がわかります。

次に、資料の種類から探すというところでは、「写真・絵葉書」それから「絵双六」がコレクションとして少し数がありましたので、特出ししております。

「絵図・地図」については、今あるもので画像化できたものについて、江戸時代のものから近代のものを搭載しております。この相模国絵図につきましては、先ほどの翻刻のPDFではなく、ポイントすると、文字が出てくるというような形をとっております。あとは「考古資料」と「歴史・民俗資料」の方になります。資料の時代から探すということでは、「原始・古代」「中世・近世」「近代」「現代」に分けております。

また、海老名市の各地区から探すようにもできておりまして、自分の住まいの地区にどんなものがあつたのか、例えば東柏ケ谷ですと、昔の写真がこのような形で見ることができ、道路を舗装する前の様子などがわかると思います。

各地区を大体大字で分けていますが、それ以外に、地図から資料を探すこともできます。これは、キッズのページでご案内します。

そして、海老名市のユーチューブチャンネルにリンクしております。

では、キッズのページをご案内いたします。キッズページにつきましては、小・中学生で見られるような形を考えておりまして、先ほどのスペシャルコンテンツをキッズ版として搭載しております。縦にスクロールして、話が進むような形をとっております。これは江戸時代の杉久保村に住んでいた方の伊勢参りのお話ですので、杉久保村ってこんなところだったよとか、どんな旅のルート通ったとか、漫画のような形で、読み進めることができます。

また、地図から探すことができまして、現在の地図に写真等の場所を載せてあります。例えば海老名小学校の辺りとかですと、資料が多いので、数字をクリックすると展開して見るすることができます。昔の小学校の写真や海老名駅前ですと、ニチイが開店した時の写真や海老名駅の様子などを探することができます。

キッズのページでは、社会科の教材と関連したデジタルボックスというものを設けております。まだこれは作成途上という形ですが、小学校の副読本で、もっと知ろう私たちの市とか、探してみよう昔の暮らしのような単元がございますので、こういったところで、海老名市域の移り変わりの写真を見ることができるような形で進めております。

中学校は海老名の歴史の単元で、各時代の資料、海老名市の文化遺産という単元がありますので、そちらの方に紐付けております。例えば、登録文化財だと温故館、今福薬医門などを紐付けております。デジタルアーカイブの公開状況は、このような形になっております。

資料にもどりまして、目的については、資料1の1にあります。特に下3行にあ

りますとおり、児童生徒の地域学習教材や市内外の生涯学習、研究資料等幅広い世代を対象に、教育や学術的利活用の促進、海老名市の特徴や魅力について発信することを目的とするものとして掲載する目録等の方針としたいと考えております。

2 掲載資料について、(1) から (13) まで作っております。(1) は、海老名市域の歴史を伝えるものを掲載するという方針です。海老名市内の写真・絵葉書等を掲載する形です。ただし、先ほど絵双六がありましたけれども、地域の在住または在住していた方から寄贈されたコレクションで、時代性を示す資料など、他機関において公開されていないものについては掲載可とするというふうにしました。

(2) として、資料の属性が明瞭なものを掲載する。年代や場所ですね、写真や絵葉書は、どこを撮影したか、また時期がわからないと説明が難しいので、わかっているものを掲載します。考古資料についても、時代、出土場所、出土遺構などが明らかなものになっています。

(3) の画像についてですけれども、権利が明確なものを掲載しています。海老名市シティプロモーション課や教育委員会による撮影であるとか、寄贈資料でも掲載公開の承諾が得られているものを選択しております。よく、他の方が所蔵している写真を複写させていただいて、展示に使ったりしますが、そういう資料については、所蔵者の承諾が得られていない限り、掲載はいたしません。

(4) 個人情報については登載しません。このデジタルアーカイブ自体が、民間のクラウドサービスを利用しておりますので、市の方針として、公開・非公開問わず、システムに個人情報を入力しないという方針がございます。

(5) 他機関で著作権を有する資料については、基本的には掲載しないとしております。ただし、所蔵機関で承諾が得られて、権利表示することで掲載可能なものはこの限りではございません。神奈川県教育委員会で所蔵している資料も、1 件掲載しております。

(6) 記名資料を掲載する場合は権利関係について十分に確認の上、掲載する寄贈者とか、関連機関の承諾を得られているものに限りします。

(7) 個人の顔が特定できる写真は除くとしております。または、個人の特定にならないように、加工することで掲載をするという形を考えております。

(8) 市内各地区の資料を掲載することにしたいと思います。目録画像の掲載がないあるいは、少ない地区がございます。現状、中野地区が無かったり、望地地区が少なかったりしますので、そういった地区については優先して掲載を進めたいと思います。

(9) 各時代の資料を掲載する、現在まだ時代的に偏りがございまして、特に旧石器とか縄文とかそういった時期についての掲載はございません。少ない時代については、優先して掲載を進めたいと考えております。

(10) 翻刻の掲載について、近代以前の文書資料のうち、解読が難しい資料については翻刻を掲載する、ということにしたいと思います。

(11) 学校関連資料の充実を図る。先ほどのキッズページの社会科資料集関連デジタルボックスの資料を充実させていきたいと思います。

	(12) IIIF 画像での搭載を推進します。IIIF 画像については世界標準の画像です。ただし、IIIF 画像を選択しますと、誰でもダウンロードできる形になってしまいますので、どなたでもダウンロード可能な資料については、IIIF の画像を基本としたいと思います。 (13) 動画の搭載は行わない。文化財の関連の動画については現在海老名市の公式ユーチューブチャンネルで公開しておりまして、すでに奈良文化財研究所の全国文化財総覧に登録しておりまして、ジャパンサーチに紐付いております。こちらでもう一度搭載すると重複してしまいますので、海老名市デジタルアーカイブには改めて搭載しないことといたします。 3 の保存についてです。 (1) 目録情報についてはデジタルアーカイブ事業者のバックアップ以外に、エクセルデータで管理し、搭載画像については DVD 等に格納して教育委員会で保管いたします。 (2) として原資料はデジタル化終了後、所蔵先で適切に保存管理いたします。 4 のその他です。 (1) 本方針については、必要に応じて見直しを行って参ります。 (2) として、通常の日録画像搭載は市の教育委員会の職員で行いますけれども、高精細画像の作成ですとか、スペシャルコンテンツの追加、地図情報の紐づけなど、高度な作業を必要とするものについては、アーカイブシステム運用事業者に委託して行うことといたします。 現在の契約状況ですけれども、20G を上限としております。現在、2.3G 使用している状況ですので、まだ大分搭載ができると考えております。 今後の搭載予定資料としては3 ページ、4 ページに掲載をしております。おおよそ 30 番ぐらいまでは、デジタル化などを進めて目途が立っております。以降の番号については撮影等を行い、搭載していく予定ですが、ここ1、2年のうちに進めたいと考えております。説明の方は以上です。 更新や搭載資料につきましてもご意見がありましたら、いただきたく存じます。
会長	ただいま事務局からデジタルアーカイブの搭載に関する目録等の方針について説明をいただきましたが、これに関しまして委員の皆様からまず、ご質問、或いはご意見がありましたら。よろしくお願ひしたいと思ひます。 最初に私の方からいくつかよろしいでしょうか。 かなり高精細画像で搭載されている感じがします。一部ダウンロードも可ということですが、これを使用する場合は権利の申請関係の書類は、教育委員会の事務局で処理をして、利用する形になるのでしょうか。
事務局	利用につきましては、このページの一番下に利用規定を設けております。ダウンロードができないものについては、利用希望の申請を問ひ合わせ先までご連絡いただく形になりますが、それ以外のものにつきましては、全てダウンロードしていた

	だいて、利用可能です。利用する場合には、出典を書いていただく形にしております。1点ごとに搭載の申請を受けると、事務的に大変なので、そういったことをなくすという意味でも、利用が可能なものを搭載するということで考えております。 ただし、利用の制限としては、法令に違反するとか、公序良俗に反する内容とか、暴力的とか、わいせつな表現とか、差別助長などここに書いてあるようなものについてはお断りをします。 どういったものに使用したかということは、使ってからで結構ですので、できる範囲で、こちらの方に情報をいただくよう、お知らせをしております。既に JR 東日本さんなどで使っていただいたりしている状況を伺っております。
会長	基本的にダウンロードできるものは明記すれば、問題ないというふうに考えてよろしいのでしょうか。
事務局 会長	はい。そのように考えております。 あと、もう1点ですが今後の追加にあたって、資料を新規に撮影する、或いは古文書解読するという作業も出てくると思いますが、職員の負担が大きくなるのかなと思いましたが、今後どんな感じになるのでしょうか。
事務局	スライド資料については、ここ10年ぐらい毎年少しずつ業者に委託して、画像化を進めています。そういう画像を使っていく予定ですが、こちらで撮影しなくてはいけないものもございますので、温故館や歴史資料収蔵館の会計年度任用職員に協力いただいて、画像を作っていきたいと思っております。 翻刻については、歴史資料収蔵館の方で活動している古文書研究会という団体さんがいらっしゃいます。既にいくつか研究で翻刻を進めているものがありますので、そういった資料や、翻刻したい資料について相談をするつもりでおります。その辺の説明、協議をしているところです。 あと歴史資料収蔵館に専門の職員がおりますので、翻刻についてのチェックはそちらで行う予定です。
会長	わかりました。ありがとうございました。私から先に質問出してしまいましたが、他の委員から何かご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたします。 いかがでしょうか。他の皆さんよろしいですか。片山委員何かございますか。
片山委員	特にはないのですが、非常に良い試みだというふうに思っております。
会長	いろいろなデジタルアーカイブ見ていると、分野別、年代別の検索のケースが多いと思いますが、今回のものは、特に温故館で行った企画展をベースにした、テーマ性のあるものを組んでいるので、アプローチが少し面白いのかなと個人的に思っています。そういったものを増やしていくと、閲覧回数も増えるのではないかと

事務局	考えました。 では、他の委員の皆様からは特にご意見ないでしょうか。ないようでしたら、この方針に従って進めていただくとしたいと思います。また、搭載資料も今後増やしていただければよろしいかと思いますので、事務局の皆さんよろしくお願いいたします。 ありがとうございます。
会長	（４）海老名の祭囃子調査報告書の作成について では（４）海老名の祭囃子調査報告書の作成について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料２をご覧ください。海老名市指定重要無形民俗文化財「海老名の祭囃子」報告書内容についてご説明いたします。資料内は目次の案としている段階となります。 １の「海老名の祭囃子」説明内容は、昨年度の会議にて市指定資料として、作成した調査資料をまとめて掲載いたします。 （１）祭囃子についてですが、調査書を基に高久委員に内容を相談させていただき、進めさせていただきたいと考えております。 （４）採譜については、採譜作成に協力していただいた海老名市内中学校の音楽担当教員の方と相談しながら進めていきます。 その他に、２の海老名市内各地区の単位はやし連（はやし保存会）詳細調査におきましては、主に（４）の団体調査報告書（１７団体）は昨年度聴取した調査票と団体から提出していただいた譜面、唱歌も併せて掲載していく予定です。 （５）採譜は、作成していただいた全団体をまとめて掲載します。 ３の写真は、最後にするか、巻頭または各団体の場所入れるか、現在検討段階となります。また、掲載は各団体の了承が必要になるため、数やサイズ等に調整が必要になります。 報告書の書式は、Ａ４サイズの左綴じ、横書きの報告書で検討しております。ページ数は調査方法までは各１ページとし、各団体調査票・採譜は各１ページ、譜面、唱歌において団体によりバラツキがあるため複数ページを想定し、各団体５ページとして約９６ページ予定。写真等を合わせて１５０～２００ページ以内で予定しております。 「海老名の祭囃子」調査報告書としては、以上となります。こちらの内容でご意見等いただきたくお願いいたします。
会長	説明ありがとうございました。今年度報告書を作成するということですが、高久委員から補足等がありましたらよろしくお願いいたします。
高久委員	今ご説明いただいた内容で私も事前に把握させていただきましたが、調査の過程において非常に詳細なものがまとまっていたので、それを報告書とするということ

	で、非常に良い取り組みだなというふうに思っています。 一つだけちょっと懸念があるのですが、各団体の方たちが、いわゆる口文句とか唱歌って書かれているものは、あれは公表しても大丈夫というふうに言われているものなのでしょうか。中にはあまり外に出したくないとか、見せたくないという方もいらっしゃるかと思いますので、その点だけ確認が必要かなというふうに思いました。以上です。
会長	ただいまの質問につきまして、もし事務局からお答えがあればお願いいたします。
事務局	ご質問いただいたように、各団体の口文句、唱歌に関しては、改めて再度確認し、掲載可能な団体に限り載していければと考えております。それ以外については掲載をしないという形にしたいと考えております。
高久委員	ありがとうございます。
会長	そのほかの委員の皆さんから何かご意見ご質問があれば、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。総ページ数が 150 から 200 ページということで相当量のものになると思いますが、これがサイズは A4 サイズですと、かなりの原稿量が必要な報告書ですね。しっかり執筆していただけたらと思いますけど、例えば先ほどの図版なんかはカラーで示されていましたが、カラーページもそれなりに取れる形になるのでしょうか。
事務局	カラーページを想定して検討しております。写真もありますので、カラーにしたほうがいい場所はカラーで予定しております。
会長	他に委員の皆様から、何かご意見等がありますでしょうか。 では、特にご意見がないようであれば、この目次に従って、原稿執筆に励んでいただいて、今年度刊行できるように、努力をしていただけたらと思います。
会長	(5)、旧今福家住宅の表門塀及び文庫庫保存修理計画について 続きまして議事の 5 番目、旧今福家住宅の表門塀及び文庫庫保存修理計画について説明をお願いします。
事務局	旧今福家住宅の表門塀及び文庫蔵の修理計画については、昨年度も議題にさせていただきまして、委託により、修理の計画を作成する旨ご報告差し上げました。海老名市では個別施設計画を作成しておりますので、それに基づいている部分も含め、令和 7 年度中に保存修理のための調査設計を委託によって行っております。委託先につきましては、株式会社加藤建築設計、市内の業者へお願いをしました。設計概要としては、現況の調査報告書の作成、過去の修繕履歴のまとめ、改修時

期の計画年表の作成、修理設計図書の作成というところでございますけれども、ボリュームがございますので、この後に画面でご覧いただきたいと思います。

(4)現地調査ですが、海老澤模奈人委員、横浜国立大学教授にお越しいただいて現地指導いただきました。その成果を踏まえて、報告書としてまとめております。

2番目に今年度の工事についてです。今年度は、旧今福家住宅の表門と塀について、工事を行います。文庫蔵については、次年度の修理を予定したいと思っております。表門と塀の工事については、既に入札を行っております。

概要につきましては、令和7年度の調査設計の結果から、表門と塀の維持保全のために登録を受けた姿を大きく変えないように修理を行うということで、表門は屋根の改修、小屋組みの解体復旧、くぐり戸部の屋根、敷居補修交換等になります。塀については、屋根部の波板補修、土台、羽目板、肘木腐朽部の補修交換、基礎石の据え直し等がございます。

工期は、6月4日から11月6日を計画しておりまして、現地の作業については、この後7月21日から、入っていく予定となります。工事の受注業者は、市内の工務店で、有限会社もりたしろ工務店となっております。監理業務については設計を行っていただいた、株式会社加藤建築設計で行います。

その他として、期間中に表門屋根瓦の葺き替え時などに工事状況について、市民の公開日を設けたいと考えております。また専門の海老澤先生、状況によって大野敏先生の指導を仰ぎたいと思っております。

7ページをご覧ください。表門の現地調査の結果になります。1から11までございますが、表門の調査で傷みが著しかったのは、屋根の部分になります。瓦のずれが発生していて、そこから雨漏りがして、小屋の木部に傷みが出ているという状況です。そちらが1番から5番のところに書いてある内容になります。6番から11番については、門の両側にある袖塀で、こちらについても一部に傷みがみられます。南北の塀については、画像でご説明したいと思います。

こちらが今福薬医門表門になります。公園の入口であり、公園の名称になっている門になります。こちらと、塀の部分についてですが、この両側の塀が修理の対象となっております。

屋根瓦の状況ですが、一見棟はちゃんとしているように見えますが、よく見るとずれが生じております。こういったところも汚れも含めて、大分傷みが見られるという報告がありました。瓦もずれておりまして、軒部分も、少し前にずれております。こうしたところから、雨が入ってきてしまうのと、周囲の環境として樹木が多いというところで、落ち葉などがたまりやすく、それが傷みの進行を早めているというように聞いています。

この垂木部分の少し白くなっているところも、傷んでいる部分になろうかと思えます。

今回この裏甲と茅負のところについては、表と裏で改修、取替えの予定です。化粧裏板についても、取替えの予定でございます。

側面から見たところですが、破風板と野地板とか垂木が軒先で特に傷みが激し

く、この辺については全取替ではないのですけれども、腐っている部分を取り除いて、継いで改修する予定であります。ただし、小屋組みの中については、瓦を外して、全体確認しないと、傷みの完全な状況がわからないということで、解体して、再度協議するということになっております。

次に門の両側にある袖部になります。向かって右側になりますが、ここの絵振板や金物が傷んでいますので、修理いたします。また、向かって左側のくぐり戸のところの敷居がやせているので、こちらの交換。それから塀になりますが、土台の傷みが見られますので、土台も部分的に交換していく形になります。

また布石が出てしまっているのも、これも据え直しができればと思います。羽目板と押縁についても、壊れているところがありますので、一部交換となります。

こちらのちょうど角のところになりますけれども、波板が傷んでいるので波板の補修・取替え、肘木部分の補修をいたします。同様の箇所が数ヶ所あります。

先ほどの土台ですが、一番ひどいところはワイヤーで止めている状況ですので、こういったところは交換します。

塀は、欄間のタスキ棧の釘打ちが外れているところがありますので、釘打ち補修をしてまいります。こちらは、塀の後ろから見たところになります。控えの柱が外れてしまっているところがありますので、こちらも補修をする予定です。

表門と塀の方は以上でございまして、続いて文庫蔵の方もご説明したいと思えます。

文庫蔵の調査成果になります。文庫蔵の屋根部は健全でございました。雨漏りもなく、特に修理は必要ない形です。外壁については、20年ほど前に塗装してそのままになっていますので、一部錆が出てきているところがございます。また、入口のところの漆喰が欠けているところがありますので、外壁の塗り替えと漆喰の塗り直しを行ったほうがよいところがございます。

外壁の大波板は剥がしたところですが、中に土壁がある状況が確認できます。外周ですが、基壇の部分にひび割れが非常に多く見られます。入口部分のところでは、向かって左側はモルタルで改修をしてありますが、見栄えも良くないですし、ひび割れがひどいところがあります。

一番傷みがひどいところは、コンクリートの腰壁のクラックになります。図面で申し上げますと、12ページの1階平面図の一番南東の隅の付近になります。13ページにクラックの位置が表示されていますが、d、e部分がこの辺りになります。

主にd、e、bの辺についてが、クラックが激しいところです。

この原因が何かを調査をしました。今のところについて床板を少し切って、点検口を作り、内側の床下について、見ていただきました。シロアリの被害があるようなので、それで、挫屈している部分があるようです。

資料の15ページは大野先生にもご覧いただき、ご意見をいただいて、図面の方も描いていただきました。現状と書いてあるところの図をご覧いただければと思います。ちょうどこの柱については、見えないところになっています。シロアリの被害で土台の一部が、腐食して、それで柱が下がっている状況ということがわかりまし

	た。その結果、表面の養生コンクリートの一部がひび割れてしまっているという状況になります。 1 階内部の壁については、このような形で、化粧板を張っております。一部剥がしてみましたが、羽目板自体は問題ないということです。2 階の羽目板の状況も問題ないという状況でした。3 階では、一部に羽目板が下がっているところがあります。ただし、これは構造的には問題ないということで、むしろ表側から土壁を貼り付けている状況がよくわかるので、見えるようにしといてもいいのではないかとご意見をいただいております。現状としては、そのような形になっております。 これが来年度の修理になりますが、どこの部分を修理するか検討したところ、先ほどの外壁の塗り替えをできればやったほうがいいということでしたが、一番は先ほどの柱が落ちてしまって、座屈しているところをどうするかということでした。 資料の 14 ページです。一番ひどいところについては、基礎の増し打ちをして、補強するのが良いということになりました。14 ページの下図ですが、今のコンクリートの腰壁を外し、もう 1 回基礎を打ち直すということで考えております。 この範囲が、12 ページの 1 階平面図の東側と南側になります。斜線格子で表現されている部分でございます。他のところについては、土台についてはシロアリの対応をして、モルタルについては塗り直しでいいだろうということでした。 床面について、1 階の床面はコの字型、内部の床を剥がし、内部に補強の支柱を入れて、もう 1 回貼るという形で計画しております。 表門と蔵のどちらを先に行ったほうがいいかという検討の中で、表門の方が先の方がいいという、委託業者の方から意見がございましたので、今回表門の方から工事着手ということになりました。 資料の 10 ページの方を、ご覧いただければと思います。下の表に保存修理計画年表をつけております。およそ今後 10 年の計画ですが、来年度は文庫蔵の工事を行いまして、蔵について併せて LED 化をいたします。 そのあとは数年おきに、シロアリの防除、チェックをしていく形で、塀については劣化部の改修として適宜メンテナンスをする形で入っております。 文庫蔵については、ここでこのような形で補修をすれば、数十年は大丈夫じゃないかとご意見をいただいております。表門と塀及び文庫蔵の保存修理の計画については以上です。
会長	ありがとうございました。 今日は海老澤委員がご欠席ですが、委員の皆さんからご質問、ご意見がもしございましたら、お願いいたします。では片山委員お願いいたします。
片山委員	今福の表門は、結構横長ですね。近年は台風の被害が結構強烈になってきていると思いますが、風の当たり方からすると、直接の風の害はないかと思いますが、全体的な強度、塀全体の耐幹力という、そういったものについては大丈夫そうでしょうか。南北の支えがあるとは思いますが、いかがでしょうか。

事務局	門の耐震性というのはなかなか難しいところではありますが、今、塀については、道路側に倒れないように控えが設置されておりますので、そこは大丈夫かと思っています。 門については、確かに瓦屋根でございますので、台風とか、大きな地震とかの時は、影響がどうしてもある可能性があります。今の状態ですと小屋組みに傷みがありますので、そういうところをきちんと直しておくことで、少しは被害が少なくなるのではないかと思います。また樹木が周りにありますので、この辺は適切な剪定が必要かと考えております。
片山委員	ありがとうございます。
青木委員	ご報告いただいた内容で、シロアリの害がなかなか大変だと思います。これからの計画としては、定期的にシロアリ対策をされるということですが、シロアリの出元というか、対処療法だけだと、どうしても建物の将来的な維持管理という点では結構大変なのかなというところもあるので、根本的なところに関しても同時に調べておいていただいた方が、今後の対策といえますか、そういったところにも反映できるかと思います。ぜひご注意くださいといいのではないかと思います。以上でございます。
会長	最後に一つ、計画内容と違いますが、今回お願いする施工会社についてなんですが、事務局が調べて発注されていると思いますけれども、今回担当する工事会社は、これまで例えば文化財ですとか、古民家の修復工事等の経験はある会社でしょうか。
事務局	入札の条件としてはいろいろ挙げておりますが、一般的に宮大工さんというわけではなく、住宅の補修とか建築の工務店と伺っております。過去には海老名市内の古い屋敷の門の修理の経験があるということで伺っております。
会長	わかりました。経験があれば安心かなと思います。他にご意見ご質問がなければ、先に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。 残念ながら今日、海老澤委員はご欠席ですが事務局では、海老澤委員に適宜ご相談いただくことと、それから現地指導いただきました横浜国立大学教授にも引き続いてご意見をいただいて進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。 続いて議事の6番に移りたいと思います。近世・近代以降に属する埋蔵文化財について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	近世・近代以降に属する埋蔵文化財についてです。今年度4月1日付けで近世・近代以降の埋蔵文化財に係る、神奈川県内の取り扱い基準等が改正され、制度として文

化財保護審議会に意見をお伺いする場合がありますので、ご説明をさせていただき、また、海老名市教育委員会での対応についてご意見をいただきたく、お願い申し上げます。資料につきましては、16 ページ資料4になります。

近世・近代以降の埋蔵文化財保護については、資料4の1の経緯にありますように高輪築堤跡の保存問題を契機とし、「近世・近代の埋蔵文化財保護について」の報告がなされ、令和6年文化庁次長から、近世・近代の遺跡のうち埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の決定と、その取扱いに関する客観的・合理的な基準を検討するように、と発出されました。

2 これまでの取り扱いとして、埋蔵文化財として扱う範囲は平成10年文化庁次長通知によります。2の四角に囲った部分をご覧ください。平成10年の文化庁次長通知によります。埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則としては、概ね中世までの遺跡で、近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象、3番目近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができるというふうな形でございました。今回の令和6年に文化庁次長から発出の内容についても、この原則は変わらないということですが、近現代の部分が、近代以降という言い方になっております。

3 神奈川県教育委員会での検討ですが、今回、令和6年の文化庁次長通知を受け、神奈川県教育委員会では市町村を交えた検討分科会で、①から⑫について検討し、「近世・近代の埋蔵文化財保護に係る諸課題について」を作成し、あわせて要綱などの改正を行っています。検討事項で少しわかりにくい部分がありますので、ご説明します。

②の「埋蔵文化財包蔵地」と「周知の埋蔵文化財包蔵地」を区別する、ですが埋蔵文化財包蔵地を把握した場合、市町村から県に報告し、遺跡分布地図に掲載されると、「周知の埋蔵文化財包蔵地」となります。これまでは、これがほぼイコールだったのですが、近世・近代の遺跡を周知の埋蔵文化財包蔵地とするには⑧、有識者から意見を聴取する、⑨土地の所有者等との協議を行うことが必要となり、これが整うまでは市町村で把握している「埋蔵文化財包蔵地」となります。

③埋蔵文化財の対象を明確化する（地下遺構と地上遺構を分けて評価する）は、端的には現状の建物の地下は原則として含めない、ということになります。

⑥の埋蔵文化財が所在する可能性がある区域については、遺構や遺物の状況が十分に行われていない場合の区域表示で、例として東京都における江戸遺跡が挙げられています。可能性のある区域は周知の埋蔵文化財包蔵地ではないため、文化財保護法に基づく届出義務はありません。参考情報として、遺跡分布図に表示されますが、可能性区域を設定する場合、その扱いについて、事業主等にどのような協力を求めるかは市町村で運用方針を定めることとされています。

⑦包蔵地範囲を明確化する、は⑩にあるとおり、土地所有者等に説明、協議をすることとなっており、筆ごとであることが見込まれます。また、中世以前の包蔵地とは分離することとされました。

⑧の有識者等から意見を聴取するについてが、埋蔵文化財包蔵地の決定にあたって市文化財保護審議会に意見を聴くこととなりました。

	4の改正事項です。神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準は、別添Aに新旧対照表添付いたしましたが、旧は近現代としていたものを、近代以降とし、その基準や必須事項はP19のとおりです。近世と近代で選択の基準、必須事項はほぼ同じですが、近代では遺跡の存在が発掘調査等で確認されていることが必要事項となります。また、近代についてはペリー来航から第二次大戦終結頃までと限定されました。 P20の同基準の運用についてご覧ください。参考として、近世・近代において埋蔵文化財になりえることが想定される主な遺跡が掲載されています。 次に、神奈川県内における埋蔵文化財の把握と周知に関する要綱についてですが、P21の黒太字が追加された事項です。参考として、同要綱の運用別添Dとして添付しております。参考として、同要綱の運用を別添dとしております。そういったところに文化財保護審議会の委員会としての意見を聞くということを書いてございます。 資料4に戻りまして、17ページです。 5として、海老名市域の近世・近代の埋蔵文化財包蔵地についてですが、24ページのとおり遺跡台帳で近世・近代の記載があるものは31件ありますが、そのほとんどが記録保存の発掘調査で、近世・近代の遺構や遺物が出土した履歴として記載されているものです。No.13の富士塚は既に周知の埋蔵文化財包蔵地となっていますが、今後このような遺跡があった場合が、今回のような手続きが必要となります。 今後の扱いですが、海老名市は近世から基本的に農村でしたので、対象となる可能性のあるものはあまり多くないように思われます。近世・近代の埋蔵文化財包蔵地、また可能性区域を設定する場合は、基準に合致しているといえるかどうかについて、本審議会でご意見を伺いたいと存じます。また可能性区域を設定することとなった場合には、開発等の際の試掘の有無など運用について、あわせてご意見をいただきたいと存じます。 その土地の状況にもよりますが、市登録遺跡への登録などについても検討したいと存じます。例としては、以前に登録した独鈷井戸、三日月井戸が挙げられます。最後に、県内の動向としては、本件に関連しては記載の内容について検討の予定と聞いております。近代以降の出土品があることがありますので、そういった資料の扱いについて議題として予定していると聞いております。以上でございます。
会長	ありがとうございます。本件につきましては、青木委員が県の文化財保護審議会の委員をお務めになっていると思います。補足等があればお願いできるでしょうか。
青木委員	承りました。今ご紹介いただきました通り、県の審議会の第三部会で実は本件に関しましては、昨年度ですね、かなり回数を費やして検討して参りましたので、若干補足の方をさせていただきたいと思います。これは実は、全国的な動向としては、まだほぼこういう形で明文化されたものは、ほとんどないのではないかと思います。

ます。

神奈川県はそこではかなり動きが早かったと思いますが、これは先ほど説明がありました通り、高輪築堤跡が発端になっておりまして、そうしますと実は新橋の方はそういう形で、随分といろいろな話題になりましたが、実は当時の終点の横浜の部分に関しても築堤があることがわかっておりまして、海上築堤がありましてそれが今現状、多分埋め立てられているということです。実は横浜に関しても、高輪とほぼ同じような状況でないかという可能性が高いと。そうしますと、一番念頭にあるのは横浜になります。

それ以外ですと、近代・現代の軍事関係の遺構等があり、ありうるとされるのはおそらく横須賀を中心とした地域で、そういったところが一番念頭にあるということで、そういったところの開発等もそれなりに件数ございますので、早めに県としては、こういうところで対策をしておきたいということが背景にございます。

あと台場ですね、つい最近も実は5月に神奈川台場の現場説明会を横浜市が実施しておりましたけれど、こういった形で実際に近世・近代に関わる遺構に関しては、たまに検出されてかなり、話題になるということもございますのでその辺が念頭にあるということが一つかと思います。実はこの制度について審議会で一番議論になったのが、近代までに線引きをしてしまってよいのかというところでした。基本的には近世・近代という括りで、文化庁の方ではかなり行っていたのですが、現代も基本的に今からさかのぼって50年を経過すれば文化財になるので、アジア太平洋戦争の終結をもって、ずっとそれ以降を現代とした場合です。時系列的に新しくなればなるほど、現代の長さは長くなり、かつ文化財のカテゴリーに入ってくるものも、対象年数はだんだん増えてくるので、その部分を一切埋蔵文化財等々として考えないということは、果たしていいのだろうかということが県の審議会で議論になりまして、この中で出ている近代以降という表現は、実はそういった背景がございます。これは、現代も将来的に念頭に置いたということを一応県としては、考えているということで、ここで議論になったというのが、一つございます。

運用上の問題としては、例えば可能性区域ですとか、もちろん包蔵地として近代とか近世のものが、今後遺跡台帳に登載される場合ですね、ある日突然遺跡台帳に、近世・近代というくくりで遺跡にそこが入りましたと。その場合、その土地を所有している或いは事業者が、いきなり遺跡になったってということに関して、全く情報を把握していないということは、今後、例えば市等の窓口業務でいろいろ事業者側と協議をする際に、かなり軋轢を生むのではないかと懸念しております。その場合、これも審議会で出てきた意見ですが、やはり遺跡台帳を台帳として窓口でしか閲覧できないと形にするよりは、インターネット上で、誰でもアクセスして、確認できるような形、周知をもう少し徹底をしていかないと、実際に運用される側の市町村は結構苦慮するのではないかと。私も審議会のところで申し上げました。対処的療法にしかありませんけれども、現状はそういう形で、インターネットとかで遺跡台帳とかが遺跡地図とかを見られるような状況

	で、なるべく周知できるようなチャンネルを作っておくというのが現状できる対応なのかなというところかと思います。 これも実際走らせてみて、どういう形になっていくかということもあるので、まだこれから何かこれに関わる案件が出てきたら、また県の審議会の方でも話題になるかと思うので、そういったものがありましたら、適宜また本審議会でも情報提供はさせていただきたいと思います。 結果、有識者という表現はですね、基本的にそれぞれの市町村或いは県の審議会が対象になっているということがほぼ念頭ですので、仮にこういうことに認定していく場合には、これからこういった審議会の席上で議論した上で実際にそこが重要な包蔵地としてちゃんと遺跡地図の方に搭載するかどうか、ということが協議されるかということもありますので、ぜひこの点、変更に関しましては、委員の皆さま方にもぜひご協力をいただければということを申し上げたいと思います。 以上でございます。
会長	具体的に補足していただきまして、ありがとうございました。 第二次世界大戦終結期という話は、確か 1990 年の近代化遺産調査の時も同じようなことで進められたと思いますが、あの時は東京オリンピックの頃までということで、20 年ぐらい延長されて、今から 30 年前までを対象とするというような話だったと思います。今回のこのお話も、もしかしたらもう少し繰り上がって、近年まで迫ってくるのかなとお話聞いて思いました。 相模原台地はご存知のとおり、戦時中に海軍とか陸軍の施設がたくさんできていて、海老名市は若干ですが高座海軍工廠がかかるぐらいでしょうかね。そういったものも、おそらく今後、検討の対象になる可能性がありますので、我々として認識しておきたいと思っております。 他の委員の皆さんから何かご意見、ご質問がもしあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
片山委員	初歩的な質問ですが、包蔵という言葉の意味、概念なんですけど、これは地面に完全に埋まっているもの、或いは半分出ている、上が雨風にさらされているもの、そういったものも含まれるのでしょうか。包蔵という言葉の定義ですね。
青木委員	簡単に言ってしまうと、遺跡の文化財保護法上の用語になっております。考古学の専門用語として、法律で理解をすると、一般の方は遺跡の概念がわからない場合わからない。よく理解ができないということもあって、埋蔵文化財包蔵地という専門用語を実は作って、法律上定めているというだけで、基本的にはイコール遺跡という意味で、運用しております。
片山委員	今ひとつクリアじゃないですが、どんなものがあるかというところで、私の考えでは、海老名市内を通過している横須賀水道路っていうのがありますね。ああいつ

青木委員	たのも入るのかと。これは他の市もかわりますが。それから、秋葉山古墳の上に置いてある奉安殿とか、先年お話した中野八幡宮の参道にある、明治初期のおそらく村原標、埋まっている石の道標ですね、或いはもうほとんどないと思いますが、戦時中の防空壕。こういったのもあるのかなと思いました。そうすると、かなりいろんなものについて可能性があるような気がいたしました。 先ほど遺跡という形で片付けてしまいましたけど、基本的に現役でないという意味もございます。つまりは今現存で、その機能がまだ生きているものに関しては遺跡とはならないので、この対象から外れるかと思いますが、既にもう機能を終えてしまっているものは、遺構として基本的には認識します。 広い意味では、包蔵地に近い括りなる可能性はあろうかと思いますし、今の片山委員のお話を聞いていると、今、将来的にそういったものも当然考えなければならぬということはお出でしようかと思います。 そうすると、やはり市としては、どういったものを、そもそもこういった対象にしていくのかっていうのは、現状で登録されている文化財もそうですけれども、例えば軍事関係のもの、先ほど会長からお示しいただいたものですとか、或いは交通関係ですね、現在使用している道路ですとなかなか難しいかもしれないですけど、それがつけかわって別ルートになった場合の旧道とか、或いは鉄道とかもそうですね、こう鉄道に変わっていったっていうことを、歴史の大きな転換点としてとらえる場合は、そういったものも対象になりうるということは将来考えられますので、その辺どういったものを文化財として考えていくのかっていうのは、今後議論が必要になってくるのかなということ、考えました。 ちょうど今ご提案だったと思いますけども、海老名市でも今後、近現代のその文化財を指定するとか、登録するということをおそらく検討しなきゃいけない時期になってきていると思いますので、今回のこの県の動向も確認しながら進めていけたらいいかと思っております。相模原市や町田市でも、近現代の文化財の指定の調査等を進めておりますので、そんなことが各市町村でできたらいいかなと思っております。
会長	何か事務局からございますか。
事務局	はい。大丈夫です。
会長	それではただいまのご報告ですね、今後、近世・近代以降という表現がありますが、埋蔵文化財包蔵地を決定する場合には、この審議会で見解を聞くということで、認定していくという形になりますので今後ともよろしくお願いいたします。

	報告事項
会長	以上で本日の議題については終了になりますが、報告事項が3件ありますので事務局からお願いいたします。
事務局	(1) 令和7年度文化財保護事業実施状況、(2) 令和8年度文化財保護事業計画について、資料を基に説明します。(中略)
会長	その他、委員の皆さんから何かございますか。
片山委員	近年新聞やテレビの報道で、収蔵した民具をどうするかという非常に切迫した問題が出てきているようなのですが、こういったことについても時間をかけて検討した方がいいかと、参考になればと思い、申し上げました。
会長	ありがとうございます。 私が関係している博物館、学会等でもいろいろ論議が起こっておりまして、その資料をどうやってアーカイブ、保存するかという研究会も新しくできたりしています。そういうところからの情報発信や、資料廃棄しない方法、これがいろいろところで検討されていますので、そういったことも今後、文化財保護の中で生かしていけることができればと思っております。新しい情報があれば、私もこの場で提供していきたいと思っております。皆さんにおかれましては会議で情報提供いただくとありがたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。他に何かありますでしょうか。
山本委員	会議とは関係ないのですが、私は、横浜市の審議会とそれから川崎市の審議会もやっており、横浜市歴史博物館のお手伝いも少ししているのですが、10月30日から横浜市歴史博物館で「南武蔵の平安仏」という展示があり、私の大学の教え子が担当するのですが、かなり全面的に川崎市の協力をいただいて、川崎市の古代仏が何体か、規模の大きいものが展示されます。異なる市町村ですけれども、南武蔵という概念を適用すると、非常に面白い展開ができると実感しているところです。ぜひ、この海老名の場合まさに相模国の中心でもありますから、そういった観点も意識して、もしよろしければご覧いただければ大変光栄です。
会長	その他、何かございますか。よろしいでしょうか。 そうしましたら本日の議事についてはすべて終了しましたので、事務局にお返しします。
事務局	ありがとうございます。 以上をもちまして、第1回海老名市文化財保護審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。